

別表1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局 09：留萌 市町村 06：初山別村

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1	20、28	0.56	
3	7、8	1.04	
4	30	0.42	
14	104	0.36	
17	101、108	0.28	
18	33	0.24	
26	4～7	1.00	
27	5、8、9、19、25、32	7.46	
28	37、53～55、105	7.06	
29	11、22、28、29、31、53、57～60、62、63	28.57	
30	30～33、45	9.36	
31	17、18、20、27、30、31	22.66	
32	11～14、19～22、102～104	24.86	① 気候、地形、地質、土
38	71、111、112	3.35	壌等の自然条件及び植生
44	24、25	3.34	等により天然更新が期待
45	102	1.79	できない森林
47	12、13、49	28.19	
48	40、44、69	2.94	
49	6、56、57、72、99	21.37	
53	4、23	5.48	② 水源涵養機能の早期回
58	5、17～19	13.59	復が特に求められる水資
59	10、11、99	16.30	源保全ゾーンの森林
63	7	3.42	
67	5	12.96	
70	9～13、15～18、20～23、31～34、36	54.77	
72	1、3、5～8	31.52	
73	9、16、63、66、67	2.87	
74	1、6	24.60	
85	49	0.34	
86	9、10、15、16、28、47～49	9.58	
87	17	6.90	
89	11、19～21、23、24	10.78	
90	30～32	8.66	
96	52～57、59～92、95	168.75	
97	51、53～71	136.43	
合計		671.80	

別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 09：留萌 市町村 06：初山別村

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林	66	7、10	0.61
	67	全域	134.86
	68	全域	124.36
	69	全域	76.92
	70	全域	89.39
	71	9、10、13、15、16	5.50
	74	全域	112.30
	75	全域	125.12
	76	全域	136.84
	77	全域	111.00
	78	全域	120.68
	80	全域	103.76
	81	全域	117.62
	82	全域	108.80
合計		1,367.76	
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	3	28、29、36	3.32
	4	32～34	3.92
	13	6、11、12	3.76
	15	12、13、15、22	3.41
	19	23～25、29、35、40～42	3.80
	21	31	0.60
	22	20、21、43～48	8.56
	23	1、8、12、13、25～28、30、41	6.37
	26	15～18	1.14
	30	4、6、8、15、48	10.36
	38	61、66	2.72
合計		47.96	
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	22	22～27、49	18.08
	23	4～7、14～24、29、31	5.84
	25	13～18、34、43	10.76
	38	111、112	1.95
	91	19	4.12
92	11～15、19、20、22～28、30～34	12.62	
合計		53.37	
維持機能・文	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
合計		0.00	
木材等生産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	全域	76.27
	2	全域	53.57
	3	1～22、30～35、37～47	67.21
	4	1～31、35～41	51.80
5	全域	36.48	

6	全域	142.91
7	全域	37.20
8	全域	72.77
9	全域	65.48
10	全域	118.12
11	全域	66.16
12	全域	57.70
13	1~5、7~10	33.24
14	全域	112.88
15	1~11、14、19~21、23、24	30.42
16	全域	112.90
17	全域	61.54
18	全域	57.61
19	1~22、26~28、30~34、36~39、43、101	42.40
20	全域	80.92
21	1~30、32~36、38、39、101、121、123	130.70
22	1~4、6~19、28~42、50、51、101	62.68
23	2、3、9~11、32~34、36~40	16.91
25	1~12、19~33、35~42、44~47	81.52
26	1~14	25.24
27	全域	77.71
28	全域	175.50
29	全域	116.41
30	1~3、5、7、9~14、17~20、22~39、41~46、49~55	101.99
31	全域	120.22
32	全域	137.86
33	全域	61.31
34	全域	149.56
35	全域	63.32
37	全域	113.62
38	1~35、38~43、45、47~60、62~65、67~76、78、80、81、83~100、106、108~110、113	107.20
40	全域	20.08
41	全域	150.74
42	全域	36.96
43	全域	88.60
44	全域	120.72
45	全域	30.84
46	全域	37.00
47	全域	155.66
48	全域	97.42
49	全域	183.00
50	全域	81.16
51	全域	89.04
52	全域	69.52
53	全域	132.23
54	全域	80.23
55	全域	62.78
56	全域	106.81
57	全域	99.75
58	全域	78.44
59	全域	113.94
60	全域	158.78
62	全域	86.80
63	全域	128.96

64	全域	61.33	
65	全域	121.08	
66	全域	52.42	
67	全域	134.86	
70	全域	89.39	
71	全域	95.57	
72	全域	70.41	
73	全域	85.58	
74	全域	112.30	
75	全域	125.12	
76	全域	136.84	
77	全域	111.00	
78	全域	120.68	
79	全域	80.24	
80	全域	103.76	
81	全域	117.62	
82	全域	108.80	
83	全域	30.65	
84	全域	118.28	
85	全域	151.44	
86	全域	107.24	
87	全域	124.11	
88	全域	101.68	
89	全域	77.10	
90	全域	69.80	
91	1~3、5~17、20~46、102	51.53	
92	1~10、16、21、101、102、104	15.69	
合計		7,703.31	
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1	2、5、8、12、17~19、21、23、24、27、29~32、34、36~42、45、56、60、62、101、102、104~110、112、113	35.33
	2	1、4、5、8~12	31.77
	3	9、11、13、14、17~22、30~35、37~39、42、44~47	31.84
	4	1~5、13、14、28、35、36、39	14.30
	5	22~26、28、29、32、43、101	8.56
	6	26	4.24
	7	3、4、29、30	4.63
	8	22	0.85
	9	28	1.88
	10	42、49、50	0.96
	11	3、12、17、24~29、31~34、40~43	34.80
	12	3、4	0.46
	14	10、17、40、42、51、52、101、102、105、106	28.52
	15	14、23、24	1.84
	16	20、21、23、24、28、30~33、38~40、42~44、46、47	39.70
	17	3、12、15、17、19、21、25~28、31、32、34、47~54、102、104、106、109~112	43.18
	18	2~6、10、15、16、25~28、32、34~36、38~47	34.33
	19	5、8、9、15、18、26、27、31~34、36、38、39、43、101	24.48
	20	3~6、9~25、27、29~32、40、45、47、52、62~77、82~88、101~110、115~117、119、121	43.16
	21	4、7、12、17~20、26~30、32~35、38、101、121、123	87.19
	22	4、6、7、9、14、16、18、50、101	7.64
	23	2、32、36、38、39	4.50
	25	45~47	4.76
	26	1、2	1.00
	27	4、6、7、10、12~15、18、20、23、24、26~31	28.24

28	3、4、6、8、11、21、34~36、38、39、43、47~51、101~104、106、107、109、111~114、120~132、135	63.29
29	2、4、49、50	3.38
30	29、36、37、41、46、50、51、53~55	35.00
31	1、8、10、11、13~15、19、28、32~34	72.48
32	1、8~10、18、101	16.48
33	1、14~16	13.40
34	3	3.88
35	2、3	2.00
37	2、3、8、9、17、19、27、31~38、40~42、44~53、101~103	75.34
38	1~5、8、10~15、17、18、23、24、26、29、32~35、38~40、43、64、68~70、73、75、80、83~86、88~90、92~100、106、108~110、113	43.58
41	6、15~17、20~22、25、27、28、30~44	35.82
42	3~5、8~13	20.84
43	8、10~14、18	7.92
44	1、3、9~11、16~23	60.20
45	101、103、104	2.16
46	10~14	3.36
47	8、17~19、28~33、35、36、38、39、41~47、101	60.18
48	2、3、6~8、16、21、29~33、35、43、45、47~53、57、59、60、62~66、68、70、71、75~87	46.91
49	1、3~5、8、15、18、19、31、53~55、62~65、101~104	122.18
50	2、5、8~12、15、16、18、19、21~23、101~106、108	32.57
51	13、15~18、20	22.80
52	3、4、7、8、25、27、30	12.92
53	2、3、5、8、14、16~18、22、24~28、31、32、34	68.83
54	2、3、5、9、12、15、17、19~26、28~33、101、102	62.04
55	2、4~6、8、9、16、20、21、29~36、39~43、101、102	39.58
56	1~4、8、11、13、15~18	60.33
57	1~4、8~15	55.82
58	1、3、4、11、12、14~16、20	33.53
59	2、4、6、8、9、12、14、19、101、102	76.45
60	2、4、6、10、13、19	32.13
62	1、2、4、9	37.52
63	1、4、6、10~13、15~19、21、26、29~31、34、36~39、42、49~52、54、55、61~67、73~75、77~79、81~99、101~107、111、115~125、127~134、137~141	87.52
64	5、6、13、24、26~32、36~39	27.18
65	1、3、5、7、9、10、12~14、16、18、21、22、24~30、32~36、40~42、44~47、49、50、56、58、59、61、66、72、75、81~83、85、91、93、95~98、103、105、107~120、127、128	72.40
66	2、4、11	16.38
70	24、35	1.01
73	2、6~8、12、13、15、20、23、24、30~32、36~44、47~51、55~57、60、61、64、65、70、102、104、105	36.04
74	3、5、8、12、15	37.42
76	4~9	30.64
78	4~8	19.60
79	1、3、6、8~11	38.32
80	2、3、5	13.00
81	2~4	4.24
82	23~29、31、32	17.56
83	10~13、15、16、18~22、30、97~109	14.81
84	5、9~11	27.80
85	11、12、14~20、23~32、34、37、41、50~54	51.71
86	5、8、11~14、18~27、29~46、50	45.04
87	1、5、6、8、12~16、18~22、25	68.77

	88	5、6、10~12	13.28
	89	1、3~6、9、10、15~18、25、26	47.55
	90	1、3、5、8、9、11、13、14、17、19~21、23~25、27~29	50.66
	91	3、13~15、20、38、39、41~44、46、102	12.06
	92	3、4、6~8、10、16、21、101、102、104	9.33
	合計		2,483.40

## 2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全 ゾーン		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

## 3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	91	全域	190.18
	92	全域	227.99
	93	全域	279.49
	94	全域	187.70
	95	全域	372.48
	合計		1,257.84
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	93	7	7.99
	95	6,7	71.65
	96	全域	354.97
	97	全域	267.71
	98	全域	182.71
	99	全域	274.82
	100	全域	266.07
合計		1,425.92	
保全活環境	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
維持機能・等文	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
木材等生産	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
	木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林の区域	
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
2 上乗せゾーニング			
水資源保全ゾーン	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
保護地域タイプ	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00
3 独自ゾーニング			
独自ゾーン	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	合計	該当なし	0.00

別表3 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 09：留萌 市町村 06：初山別村

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)			
		林班	小班					
かん 水源涵養林	伏期の延長を推進すべき森林	66	7、10	0.61	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下			
		67	全域	134.86				
		68	全域	124.36				
		69	全域	76.92				
		70	全域	89.39				
		71	9、10、13、15、16	5.50				
		74	全域	112.30				
		75	全域	125.12				
		76	全域	136.84				
		77	全域	111.00				
		78	全域	120.68				
		80	全域	103.76				
		81	全域	117.62				
		82	全域	108.80				
			合計			1,367.76		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下			
	合計		0.00					
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)		該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下			
		合計		0.00				
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	0.00	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する			
						3	28、29、36	3.32
						4	32~34	3.92
						13	6、11、12	3.76
						15	12、13、15、22	3.41
						19	23~25、29、35、40~42	3.80
						21	31	0.60
						22	20~27、43~49	26.64
						23	1、4~8、12~31、41	12.21
						25	13~18、34、43	10.76
						26	15~18	1.14
						30	4、6、8、15、48	10.36
						38	61、66、111、112	4.67
						91	19	4.12
						92	11~15、19、20、22~28、30~34	12.62
	合計		101.33					
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する			
	合計		0.00					
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし					
		合計		0.00				

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
天然林	その他広葉樹	64年以上
	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上



別表3 公益的機能別施業森林における施業の方法

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)				
		林班	小班	(ha)					
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	91	全域	190.18	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下				
		92	全域	227.99					
		93	1~3,5,6,8~12,14~17,41,51~57,59~70,96,98	271.50					
		94	全域	187.70					
		95	1,3,4,8~15,30,31,41,42,54,55,57,58,60~75,95,96,98,2301~2305	300.83					
		合計		1,178.20					
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし	0.00	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下			
		合計			0.00				
	山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	97	67~69	15.54	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下			
			98	55,58~60,62	26.57				
99			62,63,65~68,70	25.88					
100			56	18.23					
合計				86.22					
複層林施業を推進すべき森林		複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	93	7	7.99	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する			
			95	6,7	71.65				
			96	2,6,13,43,52~55,57,59,60,62,64,65,67,69~80,82~89,95,98,99	175.16				
			97	1,4,5,42~44,51,53~62,65,66,70,71,96	136.67				
			98	1~3,8~10,43,44,47,51~54,57,63,64,96,97	69.71				
			99	1~3,6,8,21,22,39,41~45,47~49,52~55,57~59,61,64,69,71,96,97	170.82				
			100	1~10,13,14,31,32,41,42,51,52,54,55,57~61,96,97	244.56				
			合計		876.56				
			択伐による複層林施業を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	96		3~5,7~10,12,14,15,17,31,41,42,44,56,61,63,66,68,81,90~92	179.81	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
					97		2,8~10,17,39~41,63,64	115.50	
98		4,7,17,39~42,45,46,48,49,56,61			86.43				
99		4,40,46,51,56,72			78.12				
100		15,16			3.28				
合計			463.14						
		合計		0.00	0.00	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する			
独自ゾーニング	独自ゾーン		該当なし						
	合計			0.00					

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

※民有林・道有林共通

**別表4 鳥獣害防止森林区域**

振興局 09：留萌 市町村 06：初山別村

**【一般民有林】**

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	1～4、7～9、11、12、28～35、37、38、40～45、47	2,321.02
その他	該当なし	

**【道有林】**

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
該当なし	該当なし	